市民局　地域集会施設補助金に関する事務職員　会計年度任用職員要綱

１　目的

　　この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、市民局　地域集会施設補助金に関する事務職員　会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

２　任用について

　　「必要な資格等」

　　市要綱第2条第1項第2号の規定による任用の要件は、次に該当することとする。

(1)Word、Excelなどパソコンソフトの基本的な操作ができる者

(2)地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない者

　　　年齢、学歴は問わない。また、この職は日本国籍を有しない方も受験できる。

　　(注) 日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されない。

３　再度の任用について

　　再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

４　勤務時間等について

　　会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は下記の通りとする。

　　「勤務日数」

　　　　1日7時間30分の勤務時間で週4日の勤務日

「勤務時間」

午前9時から午後5時15分まで

「休憩時間」

　　45分間

附　則

この要綱は、令和３年５月17日から施行する。